

第29回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年9月29日(月)18:30～20:30

場 所 函館市役所8F 第2会議室

1. 開 会

2. 行政運営について(行政評価)

(横山委員長)

ではまず、「行政評価」について、前回資料の庁内検討プロジェクトチームからの意見に対して、質問や意見はあるか。

(沢口委員)

具体的にこういった行政評価のシステムが、どういうものなのかがわからない。

(事務局)

第26回委員会(9月16日開催)配布資料を基に説明

(横山委員長)

行政評価というのは政策、施策、事業と3つあるが、函館市や多くの自治体では、事業評価のレベルでの実施はあっても政策、施策評価は簡単なものではない、また事業評価についても函館市では平成12年、13年に施行したが、なかなかそれに見合う結果が得られないとの判断から平成14年度の施行については休止ということになっているとのことである。

(川田委員)

自治基本条例には、どうしても行政評価という項目がなければいけないのだろうか。

(横山委員長)

そういう考え方も出来ると思う。行政評価という項目を置かないという考え方もある。

(川田委員)

やってみたけど上手くいかなかったとか、やればやるでコストもかかり仕事も増えるという面は必ずあると思う。もう少し外郭的というか概括的な書き方をして、具体的なことというのは省略できないだろうかと思う。

(若杉委員)

庁内検討プロジェクトチームの意見にある“市民に対しての説明責任を果たすシステム”について、具体的には今まで市民に対してどのような説明がなされてきたのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

平成12、13年の施行に関しては、本来的には例えばホームページでの公開、あるいは冊子を作って配布するといったことが出来ればベストだったと思うが、そこまでは辿り着けなかった。現在のシゴトまるごとチェックや事業仕分けに関しては、そのような部分も考えて作業を進めている。

(若杉委員)

シゴトまるごとチェックというのは市役所内で行っているチェックなのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

シゴトまるごとチェックは市役所内でのチェックだが、事業仕分けに関しては外部の委員会を作ったの評

価という形も検討している。

(若杉委員)

今のやり方ではわかりにくいと思う。今までは、出していけば市民が勝手に見てくれるというような認識が高かったのではないかと。積極的に評価してもらうような考えのもとで今後やらないと、市民にしてみれば全く知らないでいることの方がはるかに多いような気がする。

(事務局)

おっしゃるように、情報共有、情報提供の観点からしても、ただホームページに載せただけで本当に説明責任が果たしているかというと、もっと積極的に情報提供することや、市民に対してわかりやすく提供するという部分が今後、行政評価に限らず重要になってくるという認識でいる。行政評価などボリュームが大きいものなどは、ホームページ等に頼らざるを得ない部分はあるが、市政はこたて等にも行政評価の実施をお知らせする情報等も載せながら、市民の皆さんに説明責任を果たせるような取り組みを今後していきたいと思っている。

(若杉委員)

具体的にもっと今までよりPRをしない限りは、広報に載せても何の効果もないと思う。例えば、忙しい時は2ページ、3ページのものはないし、行政の書き方はとても堅苦しい。それが行政評価になると、膨大な量ということになったら、市民にはかなりの負担になると思う。だから根本的に形を変えなければ、この行政評価自体載せるべきではない、載せる意味がないというのは、川田委員の意見に賛成である。

(横山委員長)

ただ財政が非常に厳しくなってきた中で、全ての事務事業を対象にしてチェックをして見直しを図るという動きは各自治体に出てきている。函館市もそういう趣旨があって、シゴトまるごとチェックも今までの事務事業をもう1回整理してビルド&スクラップの考え方でやっていることと思う。本当は行政内部での評価と外部の委員会が連動すると一番良いのだと思うが。

(若杉委員)

私も含めて市民というのは、経過で口を挟む機会もそんなにないので、最終的な結果をみて判断する。だからそこへ市民にいかに目をむけてもらうかというのが一番の論点。市民の目から見た意見を出してもらえるかというのが目的だとすれば、その結果まで至る過程の中でいかに情報提供できるかというのが一番だと思う。

(横山委員長)

全ての事務事業を対象としたチェックというのは今結構行われているが、行政内部だけでやっている、第三者の委員会あるいは利害を持っている団体の人たちが入った議論が必要となるようなことはないのか。例えば今財政が厳しいから補助団体など削っていくということになった場合など。

(事務局)

シゴトまるごとチェックは、事務事業の作業プロセスに主点としており、予算そのものが必要か必要でないかということにはどちらかという重きを置いていない。予算に関していうと函館市の場合は、予算のシーリング方式というものがあり予算の見直しは毎年やっている。そしてさらに業務の手続手順の見直しに着眼して、このシゴトまるごとチェックや事業仕分けというような取り組みをしているところである。

補助金を減らすということになってくれば、当然色々な利害団体の意見を聞かなければいけないし、あるいは第三者的な委員会を作らないといけないという問題は常に出てくると思う。

(板本委員)

行政評価は絶対に必要である。行政評価がないと次の改善のステップが無い。ただ、問題は内部評価に重点をあまり置くと問題があるので、どんどん外部評価を入れていくと良いと思う。そして市民の目が第一であるので、それをいかに市民に見えるようにやっていくか、市民の意見を取り入れるかということをしていかないといけないので、だからそういう姿勢を見せるということだと思う。

(横山委員長)

函館市では、実際には事務事業評価であって、施策評価や政策評価まではできないと。

(事務局)

現時点で実施しているのはあくまでも事務事業評価であるが、それもあり労力はかかる。また、体系付けた行政評価についても今検討しているところである。

(大江委員)

非常に素人的な感覚から言うと、どこまで本当に市民の声が総合計画に反映されているのかわからないが、計画プランの段階である程度、少なくとも制度としては市民の声が入っているのであれば、やはりチェックのレベルでも市民の声が評価という形で入るようにするべきだろうと思う。

そして、実際のやり方に関しては、私が大学での評価を行っている経験から言うと、事務事業評価の方が結構シビアだと思う。逆に政策、施策は作文的な部分、あるいは価値判断が解釈に分れるところなので、対象が抽象的になればなるほど、やりようによっては作業的な負担はそれほどないのではないかとも思う。なので全然やれないということはないのではないかと思っている。

具体的に制度として実施する時に、果たして評価が本当にきっちり出来るのかということについては、制度を作っていないと何とも言えないところだが、抽象的に言えばやはり評価は外部の声を組み入れる形でやるべきだろうと思う。

(丸藤委員)

項目としてはやはり必要だとは思う。スクラップアンドビルドも重要なことと思う。庁内検討プロジェクトチームの意見に「改善につながるサイクルの構築」とあるように、評価結果を活かしていくことを明記することで生きていくと思うし、行政評価という項目も必要だと思う。

(横山委員長)

庁内検討プロジェクトチームに質問だが、“内部監査との関係を明らかにした外部評価システム”について説明してほしい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

内部評価と外部評価の関係性を明らかにした方が良いだろうし、いわゆる監査というものと評価というものの関係性も明らかにした方が良いということで、同じようなものを重複した感じで実施するのではなく、バランスをとって、意味のあるシステムづくりをした方が良いだろうということで記載した。

(板本委員)

あと、この中で足りないのは、“評価の制度を整備する”ことだと思う。

(横山委員長)

それは、努力目標ということになると思う。

(敦賀委員)

「行政評価」の項目を入れるか入れないかについてだが、私も項目としては必要だと思う。庁内検討プロジェクトチームの意見は6つあるが、もっと簡素にして入れておいても良いのではないかと思う。

(若杉委員)

前言撤回したい。やはり項目には入れた方が良くと思う。ただ文言として載せる場合に、どのような言葉で表現するか。庁内検討プロジェクトチーム意見の6項目を総称してどうするかということになるか。

(横山委員長)

それと板本委員が言った“評価の制度の整備”も入れてということになるだろう。“作業量や予算に見合った効果的な行政評価の制度を整備する”といった表現でも良いのではないかと思う。

では、「行政評価」については庁内検討プロジェクトチームからの意見に出てきたようなものを盛り込んでいくということではどうか。

(川田委員)

稚内や帯広の例を見ると、意見として挙げられた項目が網羅的に書かれているので、書くならばそのくらいだと思う。もし書くとしたら、行政評価自体の行政評価ということ、つまり効率的、効果的な行政評価のシステムという項目を入れていただきたいと思う。

(若杉委員)

いずれにしても外部評価というのは、これから重要視されることになるだろうから、この文言の中にはそこを強調して入れた方が良くと思う。

(横山委員長)

“外部評価”という表現が良いのか、やっぱり“外部の委員会”や“市民の声の反映”といった表現にしておいた方が良いのかということもある。外部評価というとすごくかたまったイメージになっちゃうんですけども、どうですか事務局、外部評価って言葉をストレートに入れてよいか。

(事務局)

平成20年4月策定の函館市行財政改革の新5か年計画においては、“第三者評価を取り入れて行政の担うべき事務事業を抽出する”という書き方をしている。市民、学識経験者、事業者等の第三者評価を取り入れた事業仕分けを実施します、ということも明記しているので、外部評価あるいは第三者評価という言い方はできると思う。

(横山委員長)

では、文言も“外部評価”として入れられるということなので、それでは原案をまたプロジェクトチームで作っていただき次回以降の議論でまた検討したいと思う。

3. 行政運営について(出資団体、指定管理者制度)

(横山委員長)

続いて「出資団体」と「指定管理者制度」についての議論に入る。

(丸藤委員)

「指定管理者制度」に関してだが、意見として“不安定雇用とならない仕組みの整備”とあるのは、指定管理者側にそれを求めるような意味合いで書かれたのか、あるいは行政側等がそういう仕組みを作るべきだという意図なのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

両方あると思っている。いくら市の方が不安定雇用にならないように指定管理料を多く支払ったとしても、現状としては施設の中での採用は指定管理者の側になるので、そういう意味で考えると両方だろうと思う。

(敦賀委員)

指定管理者制度で、特に出資団体の方ともちょっと関係してくるのだが、指定管理者制度導入施設には市民プールや市民体育館などがあるが、こういった施設は民間に全くやらせるべきではないと個人的には思う。確かに市民ニーズの多様化、柔軟に対応できる仕組みだと言いながら、やはりあれは行政がやるべきだと思う。確かに民間に開放すべきものもあるが、間口を拓げて良い部分と、そうでない部分があると思う。やはりその施設の性格などを考慮して、ある程度きちっと決めておく必要があると思う。

それと出資団体についてだが、100%出資の団体と20%や30%出資の団体では全く意味合いが違うので、その辺ははっきりとした方が良いのではないかと思う。

ある施設で、指定管理者が3年経って変わったところ、非常に苦情の出ている施設がある。それで運営している団体の話を聞いてみると、やはり経営的に大変だから、それでサービスも低下してしまうというのがある。

(丸藤委員)

私は、指定管理者になっている側の人間であるので、行政コストの削減は確かに大切だとは思いますが、安ければ良いということとは違うので、そこのところはきちんと把握しておいてもらいたい。指定管理者制度というのは、おそらくその分野により精通している、その分野のプロフェッショナルがそこに入って管理運営をするのだということとと思っているので、私から言えばプロフェッショナルがやるのだから委託料はもっと高くても良いと思っている。今は行政コストを縮減させる方に重きを置いているが、これからは出された結果に対して応えることも必要ではないかと思う。その代わり、駄目だったら駄目で契約が切られるくらいの厳しさも入ってくることも必要とは思っている。指定管理者制度に関する評価のシステムがやっぱり必要で、ある程度きちんと結果を出しているところに対しては、それなりの評価に見合うだけのことをして、苦情が多いようなところに関してはやっぱりそれにふさわしいような対応をしていくといったことを、きちんとしていかないと意味がないと思う。

(敦賀委員)

指定管理者制度に応募する基準をきちんとしないと駄目だと思う。NPOとは言いながらも内容的に不可解なものも多い。応募の基準のようなものはきちんと整理しなければいけないと思う。

(丸藤委員)

NPO団体に変なところあるのはそのとおりであるが、それと指定管理者はちょっと違う部分がある。指定管理者側の問題としてはむしろ、指定管理をとることを業務としている会社が出てきていること。書類を書く

のだけはうまい。それで日本中の指定管理のところを取りに行っているという、それが仕事という会社があるので、そっちの方が指定管理者としては問題であると思う。NPOに怪しいところが出てきているというのは指定管理者の問題ではなくて、NPO単体としての問題であって指定管理者とはつながらないと思う。

(事務局)

指定管理者制度の本格実施が平成18年からということで、今出ている庁内検討プロジェクトチームの意見というのは、現在考えないといけない問題であり、今後もしろいろ出てくるだろうとは思っている。

(板本委員)

指定管理者の指定については応募が2社以上であれば、それは市の方で選ぶということになるのか。

(事務局)

市が選ぶのではなく、選定委員会で審査されることになる。選定委員会は、外部の有識者4名と市の部長3名の7名体制で構成されている。選定委員会では、応募団体から提出された申請書類をチェックした結果、所管部局としてはどういう判断をしたかということを選定委員が所管部に対して確認する。そこで、申請書類は各選定委員にも配布されてチェックされているので、応募した事業者に直接話を聞く必要があると判断されれば、事業者へのヒアリングが実施される。現状としては、公募が行われて2団体以上の応募があった施設については、全て事業者ヒアリングは実施されている状態である。

(板本委員)

提出された事業内容と実際そのとおり行なわれているかのチェックはきちんとやっているのか。

(事務局)

その部分というのが、今後問題点として出てくることであると思う。先ほど丸藤委員が言われたように、指定管理者を取ってくるプロのような会社があり、立派な申請書が出てきたとしても、そこに書いていることをやっていないとすれば、例えばそれは審査にあたって相当重大なことであるので、それが行われていないならば指定管理者やめさせることにする、といったような考え方というのをきっちりしないといけないというのは今後出てくると思う。

(丸藤委員)

申請書類として出したとおりのことをやっているかどうかということの評価基準にすることの難しさは、例えば申請書類には2年先、3年先の計画も載せることになっているが、実際は常に世の中も変わるし、ニーズも変わってくる。それに対してフレキシブルな対応が出来るのが指定管理者や民間の良さでもあり、市民ニーズを向上させられるということになる。そうすると結果的には市民に高く評価されたとしても、3年前に出した申請書類の中味とは全然合致していない。なので、応募時の申請書類と同じことをやっているかどうかということで評価されると、おそらく私たちは次回に受託できなくなるだろうと思う。でもそれはなぜ違うかというやってみてもっと良いアイデアがあったからという理由からであって、だから一概に効果ということで、すごく難しいと思う。

(板本委員)

事業内容によって全然も違うので、そのことを理解して評価できる人が評価する立場にいないと困るといふこともある。

(敦賀委員)

赤字出た場合に、市が補填する指定管理というはあるのか。

(事務局)

現状では考えにくいことである。そもそも申請書と一緒に収支計画を出していただき、基本的に評価する時にはそれによって妥当な計画かどうかを評価する。仮に実際赤字が出た時にも、なぜ赤字が出ているのかということから確認するので当初考えていたことと、そこから何がどう変わっているのかということを確認している。単純に赤字が出たから補填するという話には一義的にはならないということが言える。

まら、不測の事態の場合の負担割合というのを規定していて、その中でもし指定管理者が負担すべきでない部分は市が対応するというのを当初から決めている。当初から考えつくことをやっているが、今後事例がいろいろ出たときにどうするかというのは、常に考えていかなければいけないと思う。

(川田委員)

私は指定管理のプロが出てくることは別に悪いことじゃないと思う。書類を作るのもプロかもしれないが、指定管理の受諾にもプロが出てくるということは十分考えられる。そしてそれなりのノウハウをもって効率的な運営をしていく可能性は十分ある。それから、不安定な雇用と言うが、3年経って切られないようにするには、やはりお互いに努力が必要だという制度として、市場原理の導入がされているのだと思う。お互いに競争であって、低コストで高いサービスを提供できない業者は切られるのだという前提で、この制度に成り立っているのだから、そういうプロが出てくることは十分考えられると思う。今日の議論はこういったことに否定的な論調だが、私はそういうことで行政コストの削減の面において、上手に運営さえすれば決して悪い制度ではなく、その道のプロが出てくることは、かえって必然の結果で悪いことではないのではないかと思う。

(丸藤委員)

補足までに、指定管理のプロが出てくるのがなぜ問題かという点、地元にいる能力のある人を活かす機会なのに、外から入ってきてしまうという点にあると思う。せっかくなら地元の才能のある人をより活かせると思う。ただ、函館の場合はほとんどの指定管理者導入施設の応募要件に、函館市に主たる事業所等を持っていることという条件が入っているので、その点では特に当てはまらないと思う。

(横山委員長)

ではどういうふう書いていったら良いだろうか。皆さんの意見を総合して、この指定管理者制度については、“市民ニーズの多様化に柔軟に対応し、行政がやるよりもサービスが充実するものについては積極的に指定管理に移行する”ということが1つと思う。それからもう1つは“行政と民間との役割分担を明確にし、指定管理に向いてないものについてはしっかり行政が責任を果たすべき”ということもあると思います。それから、“仕事の中味、仕事の性格、あるいは仕事の実情によって、契約期間を柔軟に設定する”、“仕事の実情による行政の財政支援”というものもあるのではないかという気はする。つまり、指定管理制度で行政コストの削減が図られれば一番良いのだが、実際にはやってみてもやっぱり無理なものは無理という場合も出てくるので、それはやはりある程度行財政のほうで支援するという必要になるのではないか。

(事務局)

指定管理者制度について、財政支援という視点では言えないのではないかと思う。これまで行政しかできなかったものを民間にも開放できる点が大きな違いだと思っていて、そこに市民ニーズの多様化に柔軟に対応できる仕組みなどを取り入れているが、指定管理者制度を自治基本条例に記載するとすれば、選

定の部分や情報公開といった視点になるのではないだろうか。

(横山委員長)

選定における情報公開とか公平公正性というのは、当然書いていかなければならない。ただ今日の委員会の中でそういったものを越えた意見がたくさんあったので、それを文章にするとすればということで書いてみたことである。

実際に指定管理者制度がスタートした時は選定の公平公正や情報公開ということが言われてきたが、数年経った中で、やはり壁も見えてきているので、その課題は書いた方が良いのではないかということ。良くない部分は修正していくということで、それはそれで少し課題として出さなければいけないと思う。

(大江委員)

指定管理者にしてもPFIにしてもかなり政策的な背景があって、実際制度として結実しているところがあるので、やや中期ぐらいのレベルで言って、果たしてそういった指定管理者制度やPFIがその後どうなっていくかというのが、ちょっと見えない部分がある。だからこの自治基本条例が射程に入れる時間のスパンとやや違うような、もっと短い期間でかなり変わっていく可能性がある。だからもちろん指定管理者については、非常に簡素化して書く必要があるのではないか、あるいは書かないという選択もあるだろうと思う。やや自治基本条例の時間軸や射程から言ったら、やや具体的過ぎると、個人的には思う。

(若杉委員)

具体的に書いたらきりが無い。抽象的に書くしかないのではないか。

(川田委員)

指定管理者制度について書くとしたら、それこそまた用語の定義から始まるのではないか。

(横山委員長)

場合によっては、わかりにくければ用語を定義して入れた方が良いのではないかとはい思う。

(川田委員)

ただし、触れだすと際限がないので、もし書くならば制度の概要、運用する際にこういうことに注意しなければいけないといったような表現になるのではないだろうか。他の自治体で指定管理者制度について書いているところがない。

(横山委員長)

制度自体が新しいので、その当時はそこまで触れられなかったということである。あるいは非常に抽象的にしかかけなかった。今だったらもう少し書こうと思えば書けるとは思う。

(若杉委員)

“市民ニーズの対応が柔軟に対応できる”というのが1つ根本的な目的としてある。それと“行政コストの縮減”ということと、大きな柱で言えばこの2つではないだろうか。それを軸にすると良いと思う。市民が見た場合に、指定管理者制度というのは何なのかというのがあると思うので、用語の解説も必要だと思う。

(板本委員)

ただ世の中の流れとしては、財政の厳しい時代なので、コスト削減と民間の力を取り入れるということでどんどん増えていこうし、避けられないと思うので、認めていく方向でいかないと駄目だと思う。書き方としては目的と方向性を書けば、細かいことはいらぬ気がする。

(川田委員)

安ければ良いというものではなく、市のコントロールがあくまでも及ぶような範囲でこういった制度をやるよ
というような書きかたにすれば。

(丸藤委員)

公平性や透明性が確保されていれば、どういう意味でその団体が選ばれたかというのが皆わかるというこ
となので、おかしな団体が入ってくるのも防げると思う。

(横山委員長)

では、“行政が行なうよりも市民ニーズの多様化に柔軟に対応でき、市民サービスの向上が図れ、行政コ
ストの縮減が行なわれる場合は積極的に指定管理者制度を進める必要がある”といった文章ではどうか。
行政コストの縮減が進まないで逆に増えても困るし、市民サービスが逆に行政がやるよりも悪くなったとか、
あるいは市民ニーズの多様化に全然柔軟に対応できなくなったというのも困るので、そういう面でいうと、こ
の文章ですべてを語っていると思う。

(若杉委員)

2つくらいに分けても良いのではないか。

(横山委員長)

“市民ニーズの多様化に柔軟に対応でき”の部分も“市民サービスの向上”だけでも良いと思う。“行政が
行なうよりも市民サービスの向上が図られ、行政コストの縮減が行なわれる場合には積極的に指定管理者
制度を進める必要がある”と。その次に、指定管理者制度の選定においては公平及び公正と、情報公開
については入れといた方が良さそう。あと、あまり細かいことは入れないということにする。また、必要な場
合には市による助言もいるのではないだろうか。その業務について市は必要に応じて指導・助言を行なう
ことができる、あるいは、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする、とい
ったような文章を入れてはどうか。結局市の業務を指定管理しているので、責任があると思う。指導、助言
については、当たり前にはできることではあるが、書いておいた方が良いのではないか。

(丸藤委員)

わざわざ入れるような文言ではない気がする。

(市居委員)

指定管理自体は本来市がやっていることを指定管理者にやってもらうわけなので、指導や助言というもの
は必ずやらなければいけないことだから、特別記載する必要はないと思う。

(若杉委員)

私も必要ないと思う。すでに決まり決まったことは、改めて書く必要がないと思う。

(横山委員長)

でも条例というのは結構、決まりきったことを書くものでもある。一度書いておいて、最後に全体を見直す
ときにどうしても入らないのであれば除くということにしたい。

では、出資団体については今のところ出ている意見としては、“出資比率の違いをはっきりさせるべきか
どうか”というものがあるが、他にはいかがか。第三セクターに関しては、総務省自治財政局公営企業課の
ほうから指針も出ている。

(川田委員)

第三セクターや出資団体というのは、公益を目的として首長やその時の行政担当者が政策を実現するための有効な手段であったと思う。ただ、民間の視点で見るととんでもない監督、監視が行われて身動きとれなくなっている面というのが多分にある。政策の手足を縛るべきではないと思うが、この庁内検討プロジェクトチームの意見にあるように、目的、理由、必要性を公表し十分に検討すること、監視、点検、評価ということについて十分な方策がとれるような書き方をしておくべきだというふうに思う。自立を視野に入れるという意見があるが、三セクから自立したという例はあまりないと思うが、定期的に団体の在り方を検討するというような面もあっても良いのではないかと思う。

(横山委員長)

自立を視野に入れるというのは、ちょっと表現として難しいかも知れない。だから職員派遣だとか出資について、定期的にその在り方を検討するという程度になるだろうか。

(川田委員)

いらなくなったら解散、清算。そういうことができるような書きかたで良いのではないかと思う。

(市居委員)

確認だが、出資団体か、それとも第三セクターなのか。出資団体という言葉からいくと函館市で補助金を出している団体についても入るのか。

(横山委員長)

これは出資の話なので、補助金の関与団体は入っていない。補助金団体については入れる必要あるのだろうか。ここでは、25%以上出資のものを出資団体ということでいれており、函館バスだけは、財政的支援を継続的に実施している団体ということで入っている。用語解説の中では、出資団体というのは何なのかということ、きちんと定義しておかないとならないということになると思う。

(板本委員)

25%未満の団体というのは、なんらかの方法で公開されるのか。

(事務局)

函館市には財産台帳というものがあり、25%以下の出資団体についても全て記載しているので、見ることが出来る。

(横山委員長)

出資比率の違いをはっきりさせるということについてはいかがか。“目的、理由、必要性を明確にする”、“監視、点検、評価を行なう”、“定期的に団体の在り方を検討”あるいは“定期的に職員派遣、出資などについてその在り方を検討する”という表現も良いと思うが、そうすると出資比率との関連がないような気もする。もともと第三セクターは25%以上出資ということで区別していることもある。

(川田委員)

以前にも申し上げたが、市本体の職員数削減の隠れ蓑になっているのではないかという懸念に対して、この規定で何かしぼりになるだろうか。自治基本条例の有効性についての問題であるが。

(事務局)

市職員にすれば、市民に公表というのはやっぱり大きい。

(川田委員)

書くことで何か実効があるかどうかということ。普通のことを普通に書いただけというのはちょっと困る。あとは、出資団体に支援団体を含めるかどうか。

(板本委員)

出資団体等にして、言葉の中に補助金を出している部分について文言を入れれば良いのではないか。

(横山委員長)

出資もしくは市が財政支援、あるいは財政援助、補助金を支出している団体については出資あるいは補助金支出をする際の目的理由、必要性など明確に市民に公表、といった感じか。

ただ次の、監視、点検、評価に関していうと、強さ弱さという問題が出てくる。やっぱり出資団体に対する方は補助金団体に比べれば、総務省の指針が出ていることもあり、強めに言う必要がある。補助金関与団体については監視、点検、評価というところまでいくのだろうか。

(板本委員)

補助金も税金を投入しているわけだから、ある程度されるようになるのではないか。適正な支出がなされているかといったような。

(横山委員長)

ただ出資団体との重さの置き方が難しい。この総務省の指針でもあるように第三セクターに対しては明らかに厳しいが、関与団体については別にそういったものはあまりないので。

(板本委員)

補助金を出している団体に対して、市が情報提供を求めるようなことはあるのか。

(事務局)

補助金の監査については、市からの補助金支出の部分に関しての監査である。委員長が言うように、そういう部分が一緒にできるかという、難しいと思う。

(板本委員)

補助金は、少なくとも市民に公表する必要はある。

(横山委員長)

それは、そのとおりだが、条項としては補助金支出団体については入れなくても良いと思う。

(川田委員)

出資金という財産の管理とはまた違ってくとも思う。

(横山委員長)

では、出資団体等の“等”は削ることとする。

(板本委員)

あと、市民への公表も入れて欲しい。

(横山委員長)

“明確に市民に公表”といことが庁内検討プロジェクトチームの意見にも入っている。

4. 行政運営について(外部監査)

(横山委員長)

プロジェクトチームからの意見について、表題は、内部監査も含めた「監査制度」とした方が良いということ、財務的な監査だけでなく行政的な監査も必要とある。“行政的な監査も必要”ということは、要するに行政評価があまり今のところ進んでない、ということと裏表のことと思う。

(敦賀委員)

行政的な監査というのは業務についての監査という意味合いも入るのではないか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

そうです。

(横山委員長)

表題を「監査制度」とした方が良いということについてはいかがか。

(川田委員)

「監査制度」とすると、外部監査委員のほかに内部監査委員の仕事も含めましょうという、そういう理解で良いですか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

外部監査だけを特化している意義について考えたときに、実際は内部監査と外部監査は対なのではないか、全体的な自治基本条例の中に盛り込むのであれば、大きな意味の監査制度として載せた方が良いのではないかという考えである。

(敦賀委員)

中核都市となったことで、包括外部監査は必ず実施しなければいけないとなっているわけだから、外部監査について書く必要はないと思う。

(川田委員)

やるべきことは書くべきではないか。

(市居委員)

先ほど、内部もあり外部もあるということで、表題は「監査制度」としても良いと思う。また、財政監査だけじゃなくて、いわゆる業務監査も含めてやっていくことも、この意見にあるようなものをそのまま文章化して整理すれば良いのではないかと思う。

(横山委員長)

では表題は「監査制度」とするとして、内部監査についてはどのような表現で盛り込んだら良いだろうか。

(市居委員)

例えば、“市は、財務および行政の監査を積極的に行う”というような表現にすれば良いのではないか。

(横山委員長)

そして、監査の指摘事項については速やかに是正をする必要があることを盛り込むようにすると。それでは、外部監査については、表題を「監査制度」として、庁内検討プロジェクトチームの意見の下の2つを盛り込む形で文章を作ってもらおうこととする。

5. 行政運営について(付属機関)

(横山委員長)

付属機関の中には、審議会、運営委員会などもこれに含まれてくる。庁内検討プロジェクトチームの意見で言うと、“市民公募の拡大”や“女性・青年等の枠の適正化”といったものは盛り込んでも良いのではないかと思う。

(佐々木委員)

女性の枠の適正化についてだが、市は女性委員を増やすよう積極的に進めているとは思いますが、現状としては各団体に推薦依頼をすると、代表の方はほぼ男性で必然的に会議室は男だけになってしまうので、委員の公募の仕方や、推薦依頼の方法をもう少し工夫してほしい。色々な審議会に参加しているが、女性の割合は10人中1人、多くて2人。このことについては、本当に声を大にして、もう少し女性を増やしてほしいと言いたい。

(横山委員長)

自治体から、各種団体に対して特に女性に出て欲しいと言うのは、各団体の判断であるので難しいのではないか。

(佐々木委員)

各団体の役員に、もともと女性が少ないということもある。各団体に委員を出して欲しいと行くとその役員の中から選ばれてくるので、可能性としてほぼ100%に近い確率で男性が出てくる。どうすれば良いのかは私もわからないが、なんとかもっと女性や若い方にも出ていただきたいので、この点については本当に強調してほしい。

(横山委員長)

39歳以下を青年としているが、女性よりも39歳以下の方が出やすいのだろうか。

(佐々木委員)

団体の役員構成によって違う部分でもある。

(横山委員長)

その委員会が何を議論する委員会なのかにもよる部分はある。

(丸藤委員)

文言とする内容については意見に出てきているものを集約するというで良いと思う。ただ、これは文言として入れる必要はないと思うが、委員会というその道の専門家ばかりが集るイメージがあり、若い人などは行きづらいというのがあると思う。広報の仕方についても、市政はこたてや新聞などは今の若い人はほとんど見ない。また、私は色々な委員をしているが、だいたい同じような団体が集っているので、函館には色々な団体がたくさんあるので、もう少し新しい団体にも委員を出してもらうようにしていいのではないかと思う。一般の市民が公募で参加しやすいようなイメージを出せばよいと思う。

(横山委員長)

それでは、“特定の人物に偏りが無い委員構成”、“女性や青年などの参加の工夫に市は努める”、“市民公募の拡大に市は努力する”のあたりを盛り込めばよいのではないか。

6. 行政運営について(公聴制度)

(横山委員長)

公聴制度の中ではパブリックコメントが圧倒的に意味を持っているようである。

(川田委員)

函館市で今やっているパブリックコメントは、どうやって広報をしているのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

主に市政はこだてを利用して広報している。

(川田委員)

マスコミへのプレスリリースはしているか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

ケースバイケース。マスコミの方で興味を持った場合には記事にしたいという申し出もあるし、市の方からも報道機関への投げ込み等も行っている。

(川田委員)

一応投げ込みしているが、記事に入れてもらえないということなのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

比較的、掲載されているのではないかと思う。

(若杉委員)

具体的に言うと、コメントの件数というのは年間どのくらいですか。

(横山委員長)

資料の83ページだが、パブリックコメント手続きに係わる政策等の一覧に意見の提出者数が出ている。ゼロというケースから14人というケースもある。ちょっとバラつきはあるようだ。

(若杉委員)

これが多いのか、少ないか。

(事務局)

他都市で公表されているものを見てもほぼ同様のようだ。

(若杉委員)

だけどこれで良い訳ではなくて、やっぱり100件でも200件でも興味をもってコメントあげてもらいたいというのが趣旨だと思うが。

(板本委員)

この少ない意見が市民の意見となるのかという難しいものがある。

(横山委員長)

素案の公表はホームページと担当窓口での閲覧となっているが、パソコンを使わない人は見られないし、担当窓口まで行って閲覧するというのもなかなか容易には行かない部分があるのではないか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

資料が多量になるケースもあるので、市政はこだてに盛り込むことなどは難しく、広報の時点ではパブリックコメントを実施すること、概要を載せることしか出来ていないのが実情である。

(横山委員長)

そうすると、かなり関心を持っている人でなければパブリックコメントには出さないのではないだろうか。

(丸藤委員)

いつも思うのだが、“パブリックコメント”という文言でなければどうしても駄目なのか。私は“パブリックコメント”というと、“市役所が市民に対して出す公的なコメント”であるような印象をどうしても持ってしまう。

(庁内検討プロジェクトチーム)

函館市においては、そのようなご意見を考慮し、“パブリックコメント”の後ろにかっこ書きで“意見公募”という補足的な標記をしている。

(川田委員)

委員の皆さんにお聞きするが、こういうことについて函館市がパブリックコメントを募集したということについてご存じの方はどれくらいいるか。

(板本委員)

意見は出したことはないが、広報で見ている。

(丸藤委員)

まちづくりセンターにも広報のようなものが直接くるので見ているが、たまたまそういう箇所にいるからということになると思う。

(若杉委員)

私はわからなかった。ホームページでここまで辿り着くのは難しいし、公表されているものをもっと簡素化して、やっぱり箇条書きぐらいに省略してやってくれないと見ないと思う。意見についても、か×かとか、とかしないと。

(川田委員)

内容の専門性などによって、言えるところと言えないところもあると思う。

(板本委員)

パブリックコメントの主導権はどちらかという自治体側にあり、一概に良い制度とは言い切れない部分もある。ただ、こういう制度がないと、一般市民はなかなか意見言えないということもあるので、書くことは良いと思う。

(丸藤委員)

自治基本条例に書く時は、よりたくさん意見を集められるような条文を入れて欲しいと思う。

(横山委員長)

“多数の市民からの意見を入れられるような工夫”という文言が入る必要あると思う。

(川田委員)

パブリックコメントというのは、ある特定の意見だけが取り上げられることになる危険性もある。100も1000も来たならば傾向がとれると思うが、2通、3通きた意見が市民の意見だと言われても困る。

(事務局)

パブリックコメント制度そのものについては、意見の傾向をとるという部分もあるのだと思うが、その意見一つ一つに対して行政がきちんと答えを返す手続もある。その中で見直すところは見直しをし、市の考え方を理解してもらおうといった制度になっている。

(若杉委員)

例えば、計画素案に対して意見者が14人で、意見書いてあるのが48件で、それに対して12件修正したという結果があるが、12人が素案を変えてしまったということか。

(横山委員長)

根本的なものを変えるとはならないだろうから、微調整の範囲内なのではないか。

(事務局)

例えば総合計画などを策定する際に、大きな柱を変えることにはならないが、ご意見が妥当であれば、行政としても、直すべきところは直すというようなスタンスを取っていると思う。

(横山委員長)

ではこの公聴制度に関しては“多数の市民からの意見を入れられる工夫をする”ということではいかがだろうか。これは、公聴制度全般にあたる書き方だと思うが、特にパブリックコメントだけに関して何か入れたいものはあるか。

(沢口委員)

“効果的”という意味合いの言葉をきちんと入れておいた方が良いと思う。

(横山委員長)

“効果的な市民意見の把握”といった内容と、“市民意見を反映する”ということも合わせて、“効果的な市民意見の把握と得られた市民意見の反映”といったもの。また“公聴制度の仕組み自体を市民にわかりやすく情報提供しなければいけない”ということもあると思う。以上のようなことを踏まえて、庁内検討プロジェクトチームにまた、条文案を作成していただきたいと思う。

7. 閉 会